

訪問看護重要事項説明書

株式会社 may

訪問看護ステーションみどりの和

当事業所は利用者に対して、訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 事業者の名称：株式会社 may
- (2) 所在地：沖縄県宮古島市下地字上地 437 番地 1
- (3) 電話番号：0980-79-4343
- (4) 代表者氏名：小川 彩香
- (5) 設立年月日：令和 8 年 3 月 5 日

2 事業所

- (1) 事業所の種類：訪問看護・訪問介護予防看護
訪問看護ステーションコード：
事業所番号：4760690166
- (2) 事業所の名称：訪問看護ステーションみどりの和
- (3) 所在地：沖縄県宮古島市下地字上地 437 番地 1
- (4) 電話番号：0980-79-4343
- (5) 管理者氏名：小川 彩香
- (6) 開設年月日：令和 8 年 7 月 1 日

3 事業実態地域及び営業時間

- (1) サービス提供地域：宮古島市
- (2) 営業日：月曜日～金曜日。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日を除きます。
- (3) 営業時間：8：30～17：30
- (4) 利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間外での訪問看護を行います。
- (5) 緊急時は 24 時間対応

4 運営方針

- (1) 看護師等の職業倫理に基づき、利用者や家族に対し、公正に業務を遂行します。
- (2) 主治医及びその他の医療機関と密に連携をとり、心身の状況や療養環境に応じた、安心していただける看護を提供します。
- (3) 療養上必要な事項について、利用者、家族にわかりやすい説明を心がけます。
- (4) 羞恥心への配慮など、プライバシー保護に努めます。
- (5) サービスの提供記録に関する記録は、契約終了日から 5 年間保存します。

5 職員配置

当事業所は、利用者に対して以下の職員を配置し、訪問看護を提供します。

また、特定の看護師が専任で訪問する体制ではなく、複数の看護師が連携しながら交代で訪問いたします。なお、サービスの質の均一化を図るため、職員間で十分な情報共有を行い、継続的かつ適切な看護の提供に努めます。

<職員体制>

管理者	1.0 名以上（常勤）
看護職員等	2.5 名以上（常勤換算）
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士	必要に応じて配置

6 利用の中止、変更について

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用の中止または変更することができます。その際は、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- (2) 訪問看護サービスの利用を中止した際は別日にサービス提供を振り替えます。その際、事業所の稼働状況により希望する期日にサービス提供ができない可能性があります。
- (3) 利用予定日の変更または中止については、できる限り事前にご連絡をお願いいたします。なお、当事業所ではキャンセル料はいただいておりませんが、無断でのキャンセルが続く場合には、サービス提供についてご相談させていただくことがあります。

7 法定利用料金、支払いについて

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別紙の通りです。金額は、法定利用料に基づく金額です。
- (2) 一部公費負担される場合があります。
- (3) 利用者負担金は、翌月 10 日以降請求書をお渡しします。請求金額は次のいずれかの方法でお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	沖縄銀行がご利用になれます。毎月 25 日に口座より引き落としになります。手数料は無料です。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の 10 日以降に、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。手数料は利用者様ご負担をお願いいたします。 沖縄銀行 宮古支店 普通口座 2 3 1 4 4 2 6
現金払い	サービスを利用した月の翌月の 10 日以降、現金でお支払いください。

- (4) 訪問時は利用者宅の駐車スペース等を利用させていただきます。駐車場の確保が難しく、やむを得ず有料駐車場を利用した場合は、実際に要した駐車料金をご負担いただく場合があります。

8 サービス物品等の準備、提供について

- (1) サービス提供にあたり弊所が使用する消耗品（オムツ等の介護物品）は、全額利用者負担で利用者が用意するものとします。
- (2) サービス提供するにあたり使用する電気、ガス、水道等の使用は無償で許可するものとします。

9 感染対策について

- (1) 当事業所では、感染予防のため、訪問時に洗面所をお借りして手指の洗浄をすることがあります。
- (2) 感染症まん延予防のため、使用した手袋やオムツ、医療物品等は、自宅で破棄します。
- (3) 当事業所では、感染予防策を講じ看護業務を実施しておりますが、感染リスクを完全に排除することは困難です。
- (4) 感染予防策を実施したとしても、利用者又はその家族、周囲の方々へ感染リスクがあることを了承いただいた上でのご利用をお願いします。
- (5) 感染予防策を講じた上で、利用者又はその家族、周囲の方々に感染症に罹患し、不利益が生じた場合でも、当事業所では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

10 虐待防止について

- (1) 当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために虐待の防止に関する責任者を選定し、虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催します。
- (2) 従業員の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を定期的に行い、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (3) 当事業所の従業員は、利用者に対する虐待が疑われる事実を発見した場合には、速やかに市町村等の関係機関へ報告し、適切な対応を行います。

11 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、お客様に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施し、非常時においても早期の業務再開が行えるよう計画（業務継続計画）を策定します。また、該当業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 お問い合わせ

- (1) 訪問到着時間は、他の利用者の状況や、交通事情などにより前後する場合があります。訪問時刻が当初の予定よりも15分以上前後する場合のみ、電話連絡します。
- (2) 他の利用者の様態が急変したなどの場合、訪問時間を急遽変更する場合があります。
- (3) 以下のことは、利用者、家族ともにお控えください。
喫煙、飲酒、心付け（現物、金銭の提供など）
- (4) 訪問時は、ご自宅の駐車スペースをお借りできる場合は利用させていただきます。やむを得ず有料駐車場を利用した場合は、実際にかかった駐車料金をご負担いただく場合があります。
- (5) 訪問時はペットをケージに入れるか、別室に入れていただくようお願いいたします。
- (6) 実習、見学を目的とした当社社員、学生、有資格者が同行訪問する場合があります。
- (7) 昨今の事件を受け、スタッフの身の安全を守るために、催涙スプレー等を携帯している場合があります。
- (8) トラブル発生時は、複数名で訪問させていただくことや、やり取りを録音させていただくなど、再発予防のための対策を講じます。
- (9) 社会通念上、職員が身の危険、苦痛を感じる可能性のある、以下のような事象が発生した際は、利用契約の解約等の措置を講じます。

身体的、精神的な暴力	物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける 怒鳴る、大声、人格否定、部屋の出入り口に立ち続ける、施錠をする など
セクシュアルハラスメント	職員の体を触る、腕を引っ張る、抱きしめる、必要以上に距離を詰める、ヌード写真や動画を片付けない/見せつける など
不当な要求	不要なケアの要求、謝罪の強要（土下座をさせる）、利用料金の値下げ など

13 相談・苦情の受付

当事業所における相談や苦情は次の窓口で対応します。

相談窓口	事業所名：訪問看護ステーションみどりの和 担当者：小川 彩香
営業時間	営業日の8：30～17：30
連絡先	電話：0980-79-4343 FAX：0980-79-4344

また、当事業所以外の公的な相談・苦情窓口があります。

保険者	宮古島市 高齢者支援課 電話：0980-73-1964
	介護保険サービス苦情相談窓口

沖縄県国民健康保険団体連合会	電話/FAX：098-860-9026 利用時間 8：00～17：00（土日祝日は除く）
その他	沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 電話：098-882-5704 相談時間：月～金 9：00～17：00

14 個人情報の使用について

訪問看護サービスの提供にあたり、マイナ保険証、資格確認証、医療受給者証等を確認します。

安心して訪問看護を受けられるように、個人情報の取り扱いには十分配慮し適切な管理に努めます。

訪問看護を実施するため、個人情報を下記の目的で利用します。

☐当事業所内での利用

- ・訪問看護サービスの提供
- ・訪問看護計画書・報告書等の作成
- ・連絡、相談、情報共有
- ・医療保険・介護保険請求等の事務
- ・事故等の報告・連絡・相談
- ・サービスの質の向上を目的とした会議、研修等
- ・その他、事業所の管理運営業務

☐他の事業所等への情報提供

- ・主治医及び連携医療機関との連携
- ・居宅介護支援事業所等との連携
- ・他の介護サービス事業者等からの照会への回答
- ・ご家族等への心身の状況説明
- ・審査支払機関へのレセプト提出及び紹介への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談・届出

☐その他上記以外の利用目的

- ・保健医療機関及び関係行政機関等との連携
- ・訪問看護サービス及び業務改善のための資料作成
- ・学生実習への協力
- ・研修・学会等での発表（原則として個人が特定されないよう匿名化を行います。匿名化が困難な場合は、事前に利用者様の同意を得ます。）

重要事項について本書を作成し、利用者が署名の上、事業所にて保管することとします。

年 月 日

説明者：_____

利用者

私は、契約事項の説明を受け、内容を確認し、訪問看護サービスの利用を申し込みます。

住所：_____

氏名：_____ 印

電話番号：_____

署名代行者

私は、利用者に代わり契約事項の説明を受け、内容を確認し、訪問看護サービスの利用を申し込みます。

住所：_____

氏名：_____ 印

利用者との関係：_____

電話番号：_____

事業所

所在地：沖縄県宮古島市下地字上地 437 番地 1

名称：訪問看護ステーションみどりの和